

議案第17号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合同約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成21年11月25日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成21年12月31日をもって滋賀県市町村職員退職手当組合から下記の地方公共団体を脱退せしめ、滋賀県市町村職員退職手当組規約（平成12年滋賀県指令市振第137号）を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成21年11月4日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

記

（平成21年12月31日をもって減少する地方公共団体）

虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町、伊香郡病院組合、伊香郡衛生プラント組合及び伊香郡民会館管理組合

滋賀県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

滋賀県市町村職員退職手当組合同規約(平成 12 年滋賀県指令市振第 137 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「18 人」を「14 人」に改める。

別表第 1 中「、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町」、「、伊香郡病院組合」、「、伊香郡衛生プラント組合」及び「、伊香郡民会館管理組合」を削る。

別表第 2 の 3 区の項を次のように改める。

3 区	米原市	1 人	1 人
-----	-----	-----	-----

付 則

この規約は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。